

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和45年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月1日から同年4月1日まで

昭和37年12月1日からA社に入社以来、切れ目なく勤務していた。転勤が何回かあったものの間が空くことはあり得ない。45年3月1日から同年4月1日までの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出された職歴証明書で、「通常勤務の正社員であり、入社以来、平成6年7月31日まで在職」と同社が証明していることから、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年3月2日にA社D支店から同社C支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社C支店の資格取得日については、B社から提出された職歴証明書及びオンライン記録から確認できる申立人のA社における他の異動に伴う被保険者資格の得喪日が各月の1日付けとなっていることから、昭和45年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店に係る申立人の昭和45年4月の厚生年金保険被保険者原票から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、事業主も不明としていることから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が

無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月1日から61年10月1日まで

A社に保存されている人事記録カードによると、昭和60年10月から61年9月までの標準報酬月額が28万円となっているが、日本年金機構の標準報酬月額は22万円となっているので標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は給料明細書を所持していないが、A社に保存されている申立人の人事記録カード及び昭和60年健康保険厚生年金保険料計算書に、申立期間において、標準報酬月額28万円及び厚生年金保険料17,360円と記載されている上、同社は、「当該計算書どおり、申立期間において標準報酬月額28万円相応の厚生年金保険料を給料から控除していた。」と回答していることから、申立人は、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により22万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から42年3月までの期間、同年10月から45年3月までの期間及び同年8月から50年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から42年3月まで  
② 昭和42年10月から45年3月まで  
③ 昭和45年8月から50年5月まで

加入手続と納付は母親が行っており記憶は定かではない。A市に住んでいたころ、母親が、年金の年数が足りない期間を納付したと話していたのを記憶しており、私の保険料も納付していると思うので、申立期間が未納であることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間中、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の母親は、第1回特例納付を利用し一括納付していることが確認でき、これは年金受給権を取得できる最低の年数を満たすために納付したものと考えられるが、その時点では、申立人は、その後納付すれば十分年金受給権を確保できることから、申立人の母親と一緒に申立人の過去の未納分をさかのぼって納付したとは考え難い。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を裏付ける関係人の証言も得られないことから、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを推認できないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から59年6月まで

申立期間は、私が町内の国民年金保険料の集金をして、農協でまとめて納付した。厚生年金保険に加入するまで納付したはずであり、申立期間が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるが、申立人が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人及びその妻に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は免除申請の記憶は無いと述べているが、A市の国民年金印紙検認状況表（昭和58年度及び59年度）の備考欄に「メンジョヒ」の記載があることから、申立期間について、申立人が免除申請を行ったものの、免除承認されなかったものとするのが自然である。

さらに、申立人の妻は、申立期間当時、生活が苦しかったと述べているところ、申立期間を含めて、その後第3号被保険者となるまで国民年金保険料は未納であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を裏付ける関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを推認できないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岐阜国民年金 事案 861 (事案 530 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から41年3月まで

当初の判断後、最初に国民年金の加入手続をした際受け取った年金手帳の番号とその後交付された年金手帳の番号は違っていたことを思い出した。別の年金手帳番号で記録管理されているはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかないため、再度調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間当時、国民年金保険料の納付は印紙検認方式で3か月ごとに行われており、納付書により納付することはできない上、金融機関で印紙の販売は行われておらず、銀行員による国民年金保険料の集金は行われていなかったため、申立期間の大部分の国民年金保険料を銀行員の集金により納付書で毎月納付していたとの申立人の主張は不合理であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年5月に払い出されており、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるほか、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年5月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、昭和39年9月の国民年金の加入手続時に交付されたとする年金手帳と、後に交付されたとする年金手帳では番号が違っていたとの申立人の主張を受けて、再調査を行ったところ、42年6月に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが確認できたものの、同年11月に重複取消されていることが確認でき、当該年金手帳記号番号の被保険者名簿には納付記録が確認できない上、申立人の主張する加入時期とは乖離<sup>かいり</sup>しているなど、当該年金手帳記号番号で保険料を納付していたことがうかがえる事情は見受けられず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 954

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月31日から同年10月1日まで  
高等科卒業後の昭和19年4月からA社B工場（現在は、C社B工場）に勤務していた。20年の空襲で工場が焼失し、多くの同僚はD工場等へ移ったが、私は、7、8名の同僚と一緒にB工場の後片付け作業をしていた。退職するまで作業の中断は無く、給料ももらっていたので、加入記録が抜けていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B工場における勤務状況についての申立人の説明が具体的、かつ、詳細であることから、申立人は、申立期間において同社同工場で継続して勤務していたと推認できる。

しかしながら、A社B工場に係る厚生年金保険の被保険者資格を昭和20年10月1日に取得している9名の被保険者のうち、申立人を含め申立人が一緒に後片付け作業をしていたと供述している同僚7名は、同年8月31日に同社B工場に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、C社は、「資料が無いため当時のことは不明であるが、社史には、昭和20年8月25日に従業員全員を解雇したことが記載されている。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社に夏の暑い時に勤めていた記憶がある。しかし、厚生年金保険の加入記録は昭和 29 年 10 月の 1 か月しかない。納得できないので同年 6 月から同年 9 月までを被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人がA社で厚生年金保険の資格を取得した日と同日に資格喪失した複数の同僚の名前を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時、A社で勤務していた同僚は、「記憶している入社日と厚生年金保険の資格取得日が違っている。」旨の供述をしており、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 29 年 10 月 1 日及び同年 10 月 3 日に厚生年金保険の資格を取得した申立人を含む 5 名は、同年 10 月 11 日に社会保険事務所（当時）で、まとめて資格取得届書の処理がされていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の事業主は死亡しており、A社も既に廃業しているため、当時の資料が残っておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 956 (事案 193、597 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年9月11日まで  
A社B工場で勤務していた期間について、脱退手当金が支給されているが、申請した記憶も、受給した記憶も無い。  
会社から交付された労働者年金保険被保険者証には、男子の中途解約はできないと書いてあったと記憶しており、脱退した記録のあることが納得できないので、再調査し、脱退手当金支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者期間は当時の脱退手当金支給要件に合致する上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことを示す記載があり、支給金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないことがえないうこと、ii) 当時の同僚から聴取した証言からも、申立人の意思に反した請求であることを疑わせるような事情はうかがえず、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再申立てについては、申立人は、「昭和31年1月3日にC社に勤めたときに、厚生年金保険被保険者証(当時の労働者年金保険被保険者台帳記号番号通知票)の再交付を受けたから、申立期間について年金支給対象期間として存在していてもおかしくない。また、当時の同僚等は、A社B工場に勤めた期間を年金として受給している。」と主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、既に当委員会の決定に基づく平成22年3月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今般、申立人から新たに脱退手当金を受給していないことを示す資料の提出は無く、申立人は、「労働者年金保険被保険者証には、男子の中途解約はできないと書いてあったと記憶しているので、脱退した記録のあることが納得でき

ない。」として再調査を求めたが、申立人が被保険者資格を取得した昭和 18 年当時の労働者年金保険被保険者証には脱退手当金についての記載がある上、既に厚生年金保険被保険者台帳により、脱退手当金が支給された記録が確認でき、脱退手当金の額及び一連の事務処理に不自然さはみられず、そのほかに前回までの委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 957

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 3 月 28 日  
平成 16 年 4 月 1 日から 22 年 3 月 31 日まで A 事業所に専務理事として勤務していた。専務理事は事務上の総責任者であり、今回の申告漏れはすべて私の責任に帰するものである。18 年の賞与について、厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 6 月に記録されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となっていない。

一方、平成 18 年分の所得税源泉徴収簿及び同年 3 月の役員賞与支払明細書において、申立人は同年 3 月 28 日に支給された賞与から、厚生年金保険料を事業主により控除されていないことが認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月1日から51年1月1日まで  
昭和35年ころ、A事業所（現在は、B事業所が継承）へ嘱託として入り、当初は国民年金に加入していた。私は審判員の資格を取って放送員として勤務し、その後厚生年金保険に切り替えてもらうことになったが、国民年金からの切替時に1年間の空白があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された「嘱託名簿」及び「永年勤続表彰記録」並びに「A事業所組織及人員配置一覧表」から、申立人は、申立期間にA事業所C支部に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所とD組合との懇談会において、申立人の雇用形態である「嘱託」扱い従業員を昭和51年1月から厚生年金保険に加入させることを、50年12月3日に合意していることが確認できる。

また、申立人と同じくA事業所C支部所属の「嘱託」扱い従業員については、申立人を含む6人全員が昭和51年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。